

奈良県告示第二百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年十月十八日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
郡山やまとクリニック	大和郡山市美濃庄町七一―二 こだまビル一階	平成二十七年十一月二十七日
中井歯科医院	橿原市白橿町二丁目一三番一八号 亀喜ビル二階	平成二十八年五月二十七日
花岡歯科橿原ニュータウン診療所	橿原市白橿町二丁目二七―八	平成二十八年七月十八日
桜井市休日応急診療所	桜井市大字金屋一三六番地の一	平成二十八年七月三十一日
初瀬薬局	桜井市大字初瀬二二二九―一	平成二十八年七月三十一日
藤井歯科	宇陀市榛原萩原二五九五	平成二十八年八月一日